

運航基準

十和田観光電鉄株式会社

(一般旅客定期航路事業)
(旅客不定期航路事業)

目 次

第1章	目的
第2章	運航の可否判断
第3章	船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、十和田湖内水域における航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航行の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地棧橋付近の気象・水象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速 12 m / s 以上	波高 1 m 以上	視程 300 m 以下
----------------	-----------	-------------

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・水象（視程を除く）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認められるときは、発航を中止しなければならない。

風速 12 m / s 以上	波高 1 m 以上
----------------	-----------

3 船長は、前項2の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置、その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその湖上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪	動揺
風速 12 m / s 以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 0.5 m 以上	横揺れ 5度以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・水象（視程を除く）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的棧橋への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時着棧の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的棧橋への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速 12 m / s 以上	波高 1 m 以上
----------------	-----------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、錨泊、基準経路の変更等の措置をとらなければならない。

視程 300 m 以下

(着棧の可否判断)

第4条 船長は、着棧予定棧橋の気象・水象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、着棧を中止し、適宜の水域での錨泊、宇樽部棧橋への避難、その他の適切な措置をとらなければならない。

風速 1.2 m / s 以上	波高 1 m 以上	視程 300 m 以下
-----------------	-----------	-------------

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 離着岸配置
- (2) 狭水道航海当直配置
- (3) 通常航海当直配置
- (4) 狭視界航海当直配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び経由地点の位置並びに相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点の発着時刻）（別表）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間（別表）
- (5) 通常船舶がふくそうする水域
- (6) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (7) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、運航基準図に記載のとおりとする。

- 2 船長は速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(特定航法)

第9条 湖内における特定航法は運航基準図で定める他、次のとおりとする。

- (1) 定期航路の基準経路及び基準経路近接水域を航行するときは、定期航路就航船の進路を妨げてはならない
- (2) 定期航路の基準経路を横断する場合には、定期航路就航船の進路を妨げてはならない。
- (3) 鯉島と甲島を結ぶ線と、陸岸の間の狭水路は、定期航路就航船の航行を優先するほか、4ノットに減速しなければならない。

(通常連絡等)

第10条 船長は基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、運航管理者あてに次の(2)の事項を連絡しなければならない。

- (1) 休屋発航便は停雲崎、子ノ口発航便は日暮崎地点
- (2) 連絡事項
 - ① 通過時刻
 - ② 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
 - ③ その他運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度すみやかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第11条 船長と運航管理者の連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	休屋無線センター	無線

(2)	非常の場合	休屋無線センター	無線
-----	-------	----------	----

(着岸連絡等)

第12条 船長は、着岸5分前となったときは、運航管理者に次の事項を連絡するものとする。

- (1) 着岸予定時刻
- (2) 運航管理者の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた運航管理者は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については引き続き連絡するものとする。

- (1) 着岸棧橋の指定
- (2) 着岸棧橋の使用船舶の有無
- (3) 着岸棧橋付近の停泊船舶及び航行船舶の状況
- (4) 棧橋付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）
- (5) その他操船上の参考となる事項

(機器点検)

第13条 船長は、着岸前、棧橋手前300m等目的棧橋の状況に応じ安全な水域において、機関の後進、舵の点検を実施する。これは、短い航路において、一日に何度も離着岸を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第14条 船長及び運航管理者は、基準経路の変更に関して協議をおこなった場合は、その内容を運航管理日誌、船舶航行日報に記録するものとする。

附 則

この規程は、平成20年3月1日より実施する。

改訂 平成22年 7月20日（通過報告2箇所）

改訂 平成22年11月12日（東北不第281、282、283号の追加）

改訂 平成26年4月15日（東北不第286号の追加）

改訂 平成27年4月15日（東北不第290号の追加）